

福岡市高齢者世帯住替え助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の老朽化等により居住環境が悪い住宅に居住している、又は建替え等により住替えが必要な高齢者世帯に対して、民間賃貸住宅への住替えに係る初期費用の一部を助成することにより、空家の有効活用を図りながら、高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援し、居住環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 要介護認定者 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- (2) 身体障がい者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までに該当するものをいう。
- (3) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障がい等級1級又は2級に該当するものをいう。
- (4) 知的障がい者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障がい者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所で知的障がいの判定を受け、療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度がA又はB1に該当するものをいう。
- (5) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者をいう。
- (6) 所得金額 所得税法（昭和40年法律第33号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した金額をいう。
- (7) 最低居住面積 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）別紙4に定める方法により算出した面積をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づく、助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の

各号のいずれにも該当するものとする。なお、助成対象者は、公募により募集する。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 65歳以上のひとり暮らし世帯

イ 65歳以上の者と次のいずれかの同居者のみで構成される世帯

(ア) 60歳以上の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）

(イ) 60歳未満の親族で、要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者であるもの

(2) 第9条第1項に規定する交付申請を行った日（以下「交付申請日」という。）（第6条第1項に規定する認定申請を行った場合には、認定申請を行った日（以下「認定申請日」という。））において、福岡市内に住民票を有すること。

(3) 転居前の住宅において、解約月（認定申請を行った場合には、認定申請日が属する月）以前の6か月の間に家賃の未払いがないこと。

(4) 福岡市内において、別表1の左欄に掲げる住宅から、同表の右欄に掲げる住宅に転居すること。

(5) 交付申請日（認定申請を行った場合には認定申請日）の前年（交付申請日又は認定申請日において、前年の所得金額が確定していない場合は前々年）における世帯の所得金額（所得金額に変動がある場合などその額をその者の所得金額とすることが著しく不適当である場合においては、市長が認定した額）の合計が、以下の表に定める金額を超えないこと。

世帯人数	1人	2人	3人
総所得金額	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円

※4人以上の場合には、世帯人数が1人増えるごとに38万円を加算する。

(6) 世帯員全員が本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

(7) 被保護者等でないこと。

(8) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(9) 過去に本要綱に基づく助成金を受けていないこと。

(10) 転居後の住宅が次のいずれにも該当すること。

ア 最低居住面積以上の専用面積を有する住宅であること。ただし、当面の間は、以下の表に定める住戸専用面積以上の住宅については、最低居住面積を満たしたものとす

世帯人数	1人	2人	3人
住戸専用面積	18㎡	27㎡	36㎡

※4人以上の場合には、世帯人数が1人増えるごとに9㎡を加算する。

イ 住宅の家賃（共益費、管理費及び水光熱費等を除く額をいう。）が、以下の表に定める金額以下であること。

世帯人数	1人	2人	3人以上
家賃	45,000円	50,000円	55,000円

ウ 昭和56年6月1日以降に建築された住宅であること。ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成対象者が転居のために事業者を支払った費用で、別表2に定めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。なお、住替えに当たり、立退き料等の支払いを受けた場合には、助成対象経費の合計額から当該金額を差し引いて算定するものとする。

2 助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成対象者の認定申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者は、転居を予定している日の3か月前から1か月前までの期間において、前条に規定している助成対象者の要件に適合しているか確認するため、福岡市高齢者世帯住替え助成金助成対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その認定を受けることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、認定申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (2) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（認定申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (3) 認定申請日の前年（前年の所得金額が確定していない場合は前々年）の世帯全員の所得金額が分かる書類（所得証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し又は市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書の写し等）
- (4) 現在の住宅の賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約の状況を証する書類
- (5) 現在の住宅の家賃の支払い状況が分かる書類（家賃の領収書、家賃帳、家賃引落とし又は振込用の通帳の写し等）
- (6) 第3条第1号イの（イ）に定める同居者がいる世帯の場合は、該当する同居者の介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第3号に掲げる書類については、申請者が様式第1号添付の同意書を提出した場合には、省略することができる。

(助成対象者の認定)

第7条 市長は、助成対象者の認定申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第3条第1号から第9号のいずれにも該当するときは、助成対象者であることを認定し、福岡市高齢者世帯住替え助成金助成対象者認定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

2 前項の審査により、助成対象者として認定することが不相当と認められたときは、福岡市高齢者世帯住替え助成金助成対象者認定申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

(助成対象者の認定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項により助成対象者の認定を受けた者（以下「助成対象認定者」という。）が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 助成対象認定者が転居を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成対象者の認定を受けたとき。
- (3) 第3条第1項第8号に規定するものに該当することが判明したとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを決定したときは、その旨を福岡市高齢者世帯住替え助成金助成対象者認定取消通知書（様式第4号）により当該助成対象認定者へ通知しなければならない。

(助成金の交付申請等)

第9条 本助成金の交付を受けようとする者は、転居日（平成29年4月1日以降の日に限る。）から起算して5か月以内に、福岡市高齢者世帯住替え助成金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、転居後の住所に変更済みのものに限る。）
- (2) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (3) 交付申請日の前年（前年の所得金額が確定していない場合は前々年）の世帯全員の所得金額が分かる書類（所得証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し又は市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書の写し等）
- (4) 転居前及び転居後の住宅の賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約の状況を証する書類
- (5) 転居後の住宅の面積及び竣工年月日が分かる書類又は住宅の面積及び竣工年月日を証する書類
- (6) 転居前の住宅の家賃の支払い状況が分かる書類（家賃の領収書、家賃帳、家賃引落とし又は振込用の通帳の写し等）
- (7) 助成対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類（見積書及び領収書並びに振込書又

は通帳の写し等)

- (8) 立退き料等の支払いを受けた場合には、立退きに係る通知書（立退き料の金額の記載があるもの）又は立退きを証する書類
- (9) 第3条第1号イの（イ）に定める同居者がいる世帯の場合は、該当する同居者の介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第3号に掲げる書類については、申請者が様式第1号添付の同意書を既に提出している場合又は様式第5号添付の同意書を提出した場合には、省略することができる。

3 助成対象認定者は、第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる書類並びに第6条第1項の規定による助成対象者の認定申請を行った際に提出した書類（当該書類の記載内容に変更がない場合に限る。）を省略できる。

（助成金の交付決定等）

第10条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、福岡市高齢者世帯住替え助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者へ通知するものとする。

2 前項の審査により、助成金を交付することが不適当と認められたときは、福岡市高齢者世帯住替え助成金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者へ通知するものとする。

（助成金の取消及び返還）

第11条 市長は、前条第1項により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第1項第8号に規定するものに該当することが判明したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を福岡市高齢者世帯住替え助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者へ通知しなければならない。

3 交付決定者は、前2項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（規定外の事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 対象となる住宅（第3条第4号関係）

転居前の住宅	転居後の住宅
<p>次の各号のいずれかに該当する住宅</p> <p>(1) 申請人又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅</p> <p>(2) 勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。）</p> <p>(3) その他、特に市長が転居を必要と認める住宅</p>	<p>申請人又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請人又は同居人の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</p>

別表2 助成対象経費（第4条関係）

区分	助成対象経費	助成対象外経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・礼金 ・仲介手数料 ・火災保険料 ・家賃債務保証委託料 ・転居前の住宅にかかる原状回復費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に支払う家賃，共益費及び管理費 ・敷金 ・鍵交換費用 ・転居後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し費用（荷造り及び荷解き等のサービス費用及び梱包資材代を含む。） ・引越しに伴う附帯サービス料（エアコン等の取り外し及び取り付けなどの電気設備工事に係る費用，不用品の処分費用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引越しに伴う附帯サービス料で左記に定めるもの以外の費用（消毒又はハウスクリーニングに係る費用，公共料金等の名義変更サービス費用，挨拶品の手配に係る費用等）